

社会福祉法人長野市社会事業協会非常勤職員(嘱託・臨時職員等)採用情報

法人事務局では、嘱託・臨時職員・パート職員の登録(申込)を、年間を通して受け付けています。

1. 職種及び職務内容

【嘱託職員】：特殊な技能又は経験を必要とする職務

- ・職員：サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者、書記
計画作成担当者、職業指導員、少年指導員、児童指導員、母子支援員、指導員
保育士、相談支援専門員、介護支援専門員、生活相談員、訪問支援員、生活支援員、
就労支援員、訪問介護員、支援員、介護員、看護師、管理栄養士、栄養士、
調理員、機能訓練指導員、理学療法士、作業療法士、心理士、世話人、運転士

【臨時職員】：常勤職員の補助的職務

2. 勤務日数・時間等

【嘱託職員】

- ・勤務日数：月21日以内
- ・勤務時間：週40時間勤務(原則)。ただし入所施設等変則勤務施設は、1月単位の変形労働時間制とし、週の勤務時間は、1月を平均して40時間以内。
通所施設：月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分を原則としますが、一部変則勤務の施設があります。
入所施設：1月単位の変形労働時間制です。
- ・休憩時間は正規職員に準じます。

【臨時職員】

採用される事業所によって勤務日数・時間等が異なります。

3. 雇用期間

- ・1年以内(ただし、更新の場合あり)

4. 賃金

【嘱託職員】

勤務年数 (年)	看護師、栄養士、介護支援専門員、理学・作業療法士、心理士	その他の職員
1	167,200円	147,100円
2	173,900円	150,400円
3	180,900円	154,200円
4	185,800円	158,300円
5	191,100円	162,700円
6	195,700円	167,200円
7	199,800円	173,900円
8	203,700円	180,900円
9	207,600円	185,800円
10	211,400円	191,100円
11	214,900円	195,700円
12年以上	217,000円	198,500円

上記のほかに、特殊業務手当が職種・施設により7,000円から19,000円が支給されます。
また、夏期手当(1月)及び年末手当(1月)が支給されます。

【臨時職員】

職種名	1時間当たりの額
一般事務	850円
直接支援職員(有資格者)	1,000円
直接支援職員(無資格者)	900円
世話人	910円
看護師	1,500円
理学・作業療法士	1,500円
介護支援専門員	1,200円
栄養士	1,000円
調理員・洗濯職員	850円

5. 交通費

【嘱託職員】：正規職員に準じて支給

【臨時職員】：通勤距離2キロメートル以上の臨時職員には、次の額を支給する。

- (1) 自家用車、自転車等利用 使用距離区分に応じた額を支給
1日 100円～（月額上限あり）
- (2) 交通機関利用 運賃等実費額 1日 500円以内

6. 有給休暇

- ・雇用期間に応じて付与

7. 各種保険

【嘱託職員】：社会保険、雇用保険及び退職金制度に加入

- 【臨時職員】
- (1) 雇用保険は、1週間の所定労働時間が20時間以上あり、31日以上雇用される見込みがある者は加入
 - (2) 社会保険及び退職金制度は非加入

8. 採用方法

嘱託・臨時職員雇用の必要が生じた場合、登録者の中から採用を行っています。

備考

- 1. 登録者の中から採用の他、「広報ながの」、ハローワーク等で直接募集をする場合があります。
- 2. 選考で採用をいたしますので、受付順の採用ではありません。また、登録後は採用者以外にはご連絡いたしませんので、あらかじめ、ご了承ください。
- 3. 登録期限は一年間です。期限の切れた履歴書は責任を持ってこちらで処分いたします。
- 4. 提出された個人情報、採用目的以外には一切使用いたしません。

9. 登録（申込み）方法

社会福祉法人長野市社会事業協会事務局宛に、あらかじめ連絡の上、必要事項を記載した履歴書（市販のもの）を持参又はご郵送いただき申し込んでいただくこととなります。詳細は、事務局人事担当にお問い合わせください。

10. 登録（申込み）に関する問い合わせ

〒380-0921 長野市若里6丁目6番14号

電話：026-217-7800

FAX：026-217-7824